

県外からの帰省分娩を予定されている方へ

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年4月16日に政府より全国に法律に基づいた緊急事態宣言が発出され、都道府県をまたいだ人の移動を強く自粛することが求められました。

様々な変異株の出現によって未だ収束の兆しが見えず、第8波の到来が懸念されています。

当院での帰省分娩を希望される場合は、以下の対応をしたうえで、診療・分娩（手術）に当たらせていただきます。

- 1) 帰省分娩を予定される方（以下：妊婦さん）は、発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がないこと、濃厚接触者でないことを確認してから、通常の診察・分娩の取り扱いとなります。
- 2) 新型コロナウイルス感染症を疑う症状出現時には、帰省先の保健所の帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示に従っていただくことになります。
- 3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、分娩は原則帝王切開となります。
また、行動・面会の制限、母児分離、母乳の制限も必要となることがあります。
- 4) 現在、分娩の立ち合い・付き添いはお断りしています。（令和3年 9月～）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、当院でも面会は、原則、全面禁止となっておりますのでご了承ください。

以上、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぐために、厳しい条件を設けております。何卒、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。